

長建協発第277号
平成25年9月11日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

緊急通行車両の事前届出制度の周知及び民間事業者等との
輸送協定の締結促進について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月に東日本大震災が発生し、その後も各地で地震が頻発している状況にあり、本県においても、地震、津波、風水害、原子力災害、火山噴火等の災害が発生する可能性があります。

大規模災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要な場合には、緊急交通路が指定されることとなりますが、大規模災害発生直後は緊急通行車両の確認事務の集中により、各窓口での混雑が予想され、ひいては、被災地への支援の遅れが懸念されます。

県警におきましては、緊急通行車両の確認事務を行うに当たり、事前届出が終了している車両に対して、優先的に確認標章を交付することとしております。

つきましては、標記について、別添のとおり県警本部長より要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

☆ お問い合わせ先

長崎県警察本部交通規制課 規制係 古賀、鈴山

TEL 095-820-0110 (内線5173、5183)